

市立秋田総合病院臨床検査試薬等単価契約（細菌検査）仕様書

1 契約名

臨床検査試薬等単価契約（細菌検査）

2 履行場所

市立秋田総合病院 臨床検査科

3 契約期間

令和7年6月1日～令和8年5月31日

4 対象品目

別添「入札品目内訳書」による。

※検査試薬等 143 品目

5 入札方法

- (1) 各試薬等の入札単価に設計数量を乗じて得た金額の総和（合計金額）により落札者を決定する。なお、設計数量は、入札単価で単価契約を行うための数量であり、契約（総額）を保証するものではない。
- (2) 入札単価は、納入に要する一切の費用を織り込んだ上でそれぞれの品目の単価を記載すること。
- (3) 入札品目全てに入札単価を入力すること。
- (4) 入札金額には、各試薬等の入札単価に設計数量を乗じて得た金額の総和（合計金額）を入力すること。
- (5) 入札金額は、消費税を含まないものとする。
- (6) 入札の際、入札書類とともに「入札品目内訳書」（製本（A4サイズ）および電子媒体）を添付書類として提出すること。
 - ア 「単価」については、半角数字で入力を行うこと。
 - イ 「業者名」の項目全てに自社名を入力すること。
 - ウ 製本は表紙（社印を押印したもの）を付け提出すること。
 - エ データはパスワード付メールで提出すること。
- (7) 落札により妥結した場合であっても同種同効品の検討などにより物品の切り替えを行う場合がある。

6 納入条件

- (1) 発注システムおよび在庫管理システムを提供できること。

- (2) 当院の指定したメーカー、規格、包装単位で納入すること。
- (3) 納入する試薬は製造後1年以内のものとし、有効期間が1年以内のものは製造後6ヶ月以内のものであること。
- (4) 適正な保存方法（常温、冷蔵、冷凍等）で管理されているものであること。
- (5) 外装の汚損したものは納入しないこと。
- (6) 常に病院の業務に支障が生じることがないように、必要な物品が必要なときに使用できるよう納品できること。
- (7) JANコードまたは『品名、規格、メーカー名、入数、使用期限、ロット番号』を記載したバーコード等による運用管理ができること。
- (8) 大規模事故、災害等が発生した場合の検査試薬等の供給体制を構築すること。

7 業務開始までの準備等

受託者は、円滑に本業務の運用を開始することができるように、事前に次の準備を行うものとする。なお、準備期間の費用については、受託者の負担とする。

- (1) 円滑な業務稼働を確保するため、臨床検査科職員への説明を実施すること。
- (2) 院内の運用マニュアルを作成し、病院からの承認後、臨床検査科へ配布すること。
- (3) システムの設置およびマスタ管理
 - ア 本業務の遂行に必要な運用管理システムを、受託者の負担で構築すること。
 - イ 業務の遂行に必要な情報を管理システムに登録し、マスタとして管理すること。
 - ウ マスタには、JANコードまたは『品名、規格、メーカー名、入数、使用期限、ロット番号』を正確に登録すること。
 - エ システムに蓄積されたデータは、エクセル形式で取り出し、自由に加工や分析が可能であること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合および本業務の細目については、病院と受託者で協議のうえ決定するものとする。